

22日獣発第22号
平成22年4月21日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

口蹄疫疑似患畜の確認と防疫対策等の徹底

本件につきましては、昨日、至急の事務連絡により宮崎県下において疑似患畜が確認されたことと、併せて地方獣医師会から産業動物診療獣医師等の果たすべき当面の役割と留意事項等の要点の関係会員への周知をお願いしたところであります。

今般、疑似患畜の続発とともに、別添により農林水産省消費・安全局長から、各都道府県知事に対し、防疫対策の徹底等を図られたい旨を通知したこと。また、本会に対しては、当該通知の会員に対する周知と、適切な対応をなされたい旨の指導方依頼がなされました。

つきましては、地方獣医師会におかれましては、別添通知をご理解いただいた上は、特に下記の事項につき貴会関係会員に対する周知徹底についてご指導いただきたくお願いします。

記

- 1 別添通知の1にある口蹄疫を疑う症例の早期発見と家畜保健衛生所に対する早期通報及び診療の業務等により家畜飼養農場に立ち入り等する際における消毒措置の一層の徹底
- 2 別添通知の2にある行政当局による立入検査等の各種防疫対策等の実施に際しての行政当局の指導の下での連携と協力

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。

別 添

写

22消安第563号

平成22年4月20日

関係団体の長 各位

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等につ
いて

このことについて、別添のとおり都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしくお願いします。

また、貴職におかれましては、国内防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるようご指導方よろしくお願いします。

写

22消安第563号
平成22年4月20日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等につ
いて

口蹄疫については、我が国では平成12年以降発生がみられなかったところですが、今般、別添1のとおり、今月上旬、宮崎県内の肉用牛繁殖農家で飼養する肉用繁殖牛1頭において口腔内にびらんが確認され、その後、同居牛でも、発熱や流涎、びらん等の症状を呈する牛の拡大が確認されました。

本日、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動衛研」という。）による病性鑑定の結果、3頭の検体からウイルスの遺伝子が検出されたことから、本日、これらの家畜及びすべての同居牛を本病の疑似患畜としたところです。また、現在、動衛研においてウイルス分離による確定診断を行っています。

本件については、直ちに家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該農場における飼養牛の全頭とうた、当該農場を中心とした半径10km以内における移動制限等の防疫措置を講じることとしました。

また、本日開催された農林水産省口蹄疫防疫対策本部及び食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会の議論を踏まえ、本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、全国における本病の防疫対策の強化・徹底を図ることとしております。

つきましては、下記事項に留意の上、関係機関、団体等への正確な情報提供と指導を徹底し、防疫措置に遺漏のないようお願いします。

記

1 家畜衛生関係者、畜産関係者等への周知等

- (1) 今回の発生概要、口蹄疫の特徴的な病変等について、改めて正確な情報の伝達に努めるとともに、防疫指針第2の1の(1)に基づき家畜の所有者に対し飼養家畜について毎日健康観察を行うよう指導すること、口蹄疫が疑われる事例があった場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報するなど早期発見・早期通報に努めるよう家畜の所有者及び獣医師に対して指導の徹底を図ること。
- (2) 偶蹄類の家畜を飼養する農場に立ち入る際には、入退場時の車両等、器具器材の消毒の徹底、衣服、長靴、手袋等の各農場での専用化等によりまん延の防止に十分留意するとともに、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に対してもその旨の指導を徹底すること。

2 緊急調査の実施

- (1) 各都道府県は、偶蹄類家畜の飼養農場を対象に、飼養家畜の異常の有無について、関係機関とも連携し、原則として所有者や診療獣医師などに対する電話連絡を行い、必要に応じ家畜防疫員等による立入検査により確認すること。ただし、本調査において、同一の家畜防疫員が同日に複数の農家に対し立入検査を実施することは、極力避けること。やむを得ない場合には、着衣、車両の消毒等の防疫措置について、従来にも増して徹底した注意を払うこと。
- (2) 上記確認において、異常畜を認める旨の通報を受けた家畜保健衛生所は直ちに家畜防疫員による立入検査を実施するとともに、各都道府県は速やかにその旨について農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ連絡すること。
- (3) (1) 及び (2) の確認状況については、別紙2によりその実施状況について4月26日（月）までに、また、その後の実施状況については4月30日（金）までに動物衛生課長あてに報告すること。

3 的確な病性鑑定の実施

異常畜の通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、動物衛生課と協議の上、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について」（平成16年12月1日付け16消安第6315号農林水産省消費・安全局長通知）の4に基づき材料の採取及び送付を行うこと。

4 危機管理体制の点検

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遺漏がないよう、防疫指針第3の1の「危機管理体制の構築」に沿った危機管理体制について再点検を行うこと。

口蹄疫の疑似患畜の確認について

家畜伝染病である口蹄疫を疑う事例が宮崎県において確認された。

1 発生場所

宮崎県児湯郡に所在する繁殖牛農家（飼養頭数 繁殖牛 9 頭、育成牛 3 頭、子牛 4 頭）

2 発生の経過

- 4 月 9 日：開業獣医師の診断において、当該農場の飼養牛の 1 頭に口腔内のびらんが確認されたことについて、管轄の家畜保健衛生所へ病性鑑定依頼。家保職員が立入検査を行ったが、同居牛には異常が認められなかったため、経過観察。
- 4 月 16 日：当該農場の同居牛の 1 頭に発熱、食欲減退、口腔内のびらんを確認。別の 1 頭にも流涎を確認。
- 4 月 17 日：家保職員の立入調査により、16日に流涎が確認された牛の舌にびらんを確認。
- 4 月 19 日：家保の検査において、イバラキ病等の類似疾病についてすべて陰性を確認。また、同日の立入調査において、新たに症状を呈する牛 1 頭を確認。このため、症状が確認された 4 頭から検査用検体を採取し、動衛研に送付。
- 4 月 20 日：動衛研において、すでに病変が治癒していた 1 頭を除き 3 頭分の検体について PCR 検査を実施したところ、全検体で陽性を確認。以上の結果から、専門家の意見を聞き、上記 3 頭及び同居牛 13 頭を口蹄疫の疑似患畜と判断。

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

偶蹄類の家畜飼養農場への緊急調査等の実施状況について（報告）
 （ 月 日現在）

都道府県内の 偶蹄類の家畜 の飼養農場数	緊急調査等終 了農場数	異常が確認された農 場数及びその対応状 況	調査等実施方法
戸	戸	戸 〔対応状況〕	(1) 電話連絡 戸 (2) 農場立入 戸 (3) その他 戸

宮崎県における口蹄疫の疑い事例の2例目について

- 本日明け方、1例目の農場から南東約3kmの農場の飼養牛に、家畜伝染病である口蹄疫の疑似患畜を確認しました（2例目）。
- 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

農場の概要

宮崎県川南(かわみなみ)町大字川南 酪農・肉用牛複合経営 65頭
(搾乳牛26頭、乳牛育成牛7頭、交雑種(F1)肥育牛14頭 等)

経緯

本日明け方、1例目の農場から南東約3kmの農場の飼養牛について、(独)農研機構動物衛生研究所で口蹄疫についてのPCR検査(遺伝子検査)を行ったところ、陽性を確認しました。

このため、口蹄疫の疑似患畜と判断(2例目)しました。

現在、ウイルス分離による確定診断を実施しており、ウイルスが分離されれば、家畜伝染病予防法に基づく患畜となります。

今後の対応

当該農場の飼養牛の殺処分、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置について、宮崎県とともに迅速かつ的確に実施します。

その他

(1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>